

オンラインセミナープロモーション約款

第1条(目的)

本約款は、株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)に対してオンラインセミナー動画の作成(以下「本業務」といいます)を委託することを希望し、当社がこれを受託することを承諾した者(以下「契約者」といい、契約者と当社との間で成立した契約を「本契約」といいます)が、当社に本業務を委託するにあたり、当社と契約者との間に適用される契約条件を定めることを目的とします。

第2条(契約の成立)

- 本業務の委託を希望する者(以下「委託希望者」といいます)は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、当社所定の手続きに従って、当社に申込書を提出又は送信(以下、併せて「提出等」といいます)するものとします。かかる申込書の提出等をもって、委託希望者が本約款に同意したものとみなされます。
- 当社は、申込書に基づき、当社所定の審査基準に従って委託希望者を審査し、委託希望者が審査基準を満たさない場合、当社は、本業務を受託しないものとします。この場合、当社は、速やかに委託希望者に対しその旨を通知します。但し、当社は、委託希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わないものとします。
- 本契約は、委託希望者から申込に対し、当社が、申込書に記載された委託希望者の連絡先に対し、承諾の通知を発した時点で成立するものとします。なお、本契約を締結する承諾の通知がない場合は、申込書に記載された申込日から5営業日(当社の営業日)の経過をもって自動的に成立するものとします。なお、契約者は、本契約成立後は本契約を取り消すことはできません。
- 本契約の申込が、契約者の役員又は社員(アルバイトを含み、以下「役職員」といいます)により行われた場合、契約者は、当社に対し、当該役職員が本契約を締結する権限を有すること又は適正な社内手続を経た上行われることを保証し、契約者は、本契約に定めるすべての義務及び責任を負うものとします。
- 契約者が顧客のために自己の名で本契約の申込を行う場合、当社に対し、本契約を締結する権限及び本契約上の義務を履行するために必要な一切の権限を有することを保証し、契約者は本契約に定めるすべての義務及び責任を負うものとします。

第3条(本業務の内容)

- 本業務の詳細は、申込書及び別途作成する仕様書(以下、申込書とあわせて「申込書等」といいます)において定めるものとします。
- 契約者は、当社が本業務を遂行する上で必要となる契約者所有の物品、資料等(以下「資料等」といいます)がある場合、資料等を当社に提供するものとし、当社は資料等を本サービスの提供の目的以外に使用しないものとします。なお、当社は、提供の際に契約者から返還するよう要請された資料等は、第5条第1項に定める本業務の終了後、遅滞なく返還するものとします。

第4条(本業務の変更)

当社及び契約者は、本契約の成立後、本サービスの内容を変更することはできないものとします。但し、やむを得ない事由により変更を希望する場合、変更内容、理由等を相手方に申し入れを行い、誠意をもって協議を行うものとし、変更後の内容は本契約を構成するものとなります。

第5条(本業務の終了)

- 本業務は、申込書等で定めたプロモーション予定期間が終了した場合又は申込書等で定める本業務が完了した場合に終了するものとします。
- 本業務が終了した場合又は契約者からの要請があった場合、本業務の結果を契約者に対し報告するものとします。
- 当社は、本業務を申込書で定めた期間内に終了させることができないとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに契約者に通知し、その対応について両者で協議するものとします。

第6条(検収)

- 当社は、オンラインセミナー動画(以下、「成果物」といいます)が完成し次第、当社所定の方法により、契約者に納入するものとします。
- 契約者は、前項に定める成果物の納入日から5営業日(当社の営業日)以内(以下「検査期間」といいます)に、成果物の検査を行うものとします。
- 契約者は、前項に定める検査にて成果物の内容が申込書等に不適合であると判断した場合、不適合の理由を具体的に明示した上で直ちに当社に通知し、補正を求めるものとします。この場合、検査に適合するまで、前項と同条件にて検査を行うものとします。契約者が、当社に対し、検査期間内に不適合通知を行わない場合、検査期間の経過をもって検査に合格したものとみなします。但し、合理的な理由による検査遅延の場合はこの限りではありません。
- 本条に定める検査に合格したことをもって、成果物の検収完了とし、本業務が完了したものとします。

第7条(成果物の知的財産権等)

- 成果物にかかる著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)その他の権利(著作権等法令により定められた知的財産権に限られず、成果物にかかる法律上保護される利益にかかる権利を含み、以下「知的財産権等」といいます)は、別途合意した場合を除き、当社に帰属します。但し、契約者が従前より有する知的財産権等及び別途合意のうえ定めた知的財産権等は、契約者に留保されます。
- 当社は、契約者に対し、知的財産権等及び肖像権について、契約者が自らの事業に使用するために必要な範囲で、契約者が使用し、又は第三者をして使用させることを許諾します。
- 本条に定める知的財産権等にかかる許諾の対価は、別途合意した場合を除き、本業務の対価に含まれるものとします。
- 成果物の所有権は、別途合意した場合を除き、本業務が完了した日又は成果物にかかる対価の支払が完了した日のいずれか遅い日をもって、当社から契約者に移転するものとします。
- 当社及び契約者の責に帰すべき事由によらず、成果物の引渡し前に生じた成果物の滅失、毀損等の損害については、当社の負担とし、引渡し後に生じた損害については契約者の負担とします。

第8条(契約期間)

本契約の契約期間は、本契約が成立した日から本業務及び第10条に定める対価の支払いがすべて完了した日とします。

第9条(対価)

- 本業務の対価は、申込書等で定めた金額とします。
- 契約者が当社に支払う金額は、本業務の対価に対して課される消費税等の税金(以下「消費税等」といいます)の合計額とします。法改正により、消費税等の税率の変更があった場合、変更後の税率によるものとします。

第10条(支払条件及び支払方法)

- 契約者は、本業務の対価を、第11条及び申込書等において定める支払期限までに、次の各号に定める支払条件(当社が指定する場合を除き、契約者が選択した条件による)及び支払方法により、当社に支払うものとします。但し、協議の上、別途合意した場合は除きます。
 - 支払条件

定期払い:本業務の対価を契約期間中、毎月支払うもの(毎月の対価は定額に限られない)

一括払い:本業務の対価をまとめて1回で支払うもの
 - 支払方法

銀行振込:当社が指定する銀行口座への振込送金による方法
- 当社が必要と認めた場合、当社は契約者に対して支払方法の変更を求めることができるものとし、契約者は、誠意をもって協議を行うものとします。
- 対価の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担するものとします。

第11条(支払期限)

当社は、本業務が完了した月に請求書を発行し、契約者は、請求書発行月の翌月末日までに本業務の対価を支払うものとします。但し、協議の上、別途合意した場合は除きます。

第12条(本業務の中断等)

- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、本業務の全部又は一部を中断することができるものとします。この場合、契約者に対し、事前にその旨を通知します。但し、事前の通知が不可能な場合又は緊急を要する場合は除きます。
 - 当社の設備、サーバー及びシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等のために必要な場合
 - 電機通信事業者等が、電気通信サービスの提供を停止した場合
 - 地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、疾病、社会的混乱、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令その他政府による行為等当社の責めに帰すべき事由によらず本業務の遂行が不能又は困難な場合
 - 第三者のサービスを利用して本業務を遂行している場合で、当該第三者の設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等当社の責めに帰すべき事由によらず本業務の遂行が不能又は困難な場合
- 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合(以下の各号に該当するおそれのある当社が判断した場合も含みます)、本業務の全部又は一部を予告なく中断することができるものとします。
 - 契約者が本約款に違反し、当社からの改善要請に応じない場合
 - 契約者の関係者が逮捕、起訴された場合
 - 本業務の対価その他当社への支払が遅滞した場合
 - その他当社が合理的な理由により本業務の遂行を不相当と判断した場合
- 当社が、前2項の定めに基づき、本業務の全部又は一部を中断した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。また、当該中断期間中の本業務の対価については協議の上決定するものとします。

第13条(本契約の解約等)

- 当社又は契約者が本契約の解約を希望する場合、解約日の1か月前までに相手方に通知するものとします。
- 本契約が解約された場合、本業務の対価は、当初定めた対価の金額を基礎として、業務遂行の期間並びに進捗度合及び成果物の進捗度合を勘案して当社が決定します。この場合、当社は、本業務の対価を決定するにあたって必要な資料を契約者に提供するものとし、当社が決定した本業務の対価について、契約者が異議を申し出た場合は、両者で協議を行うものとします。
- 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する何らの通知・催告なしに、本契約を直ちに解除することができるものとします。
 - 契約者が本契約に違反し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、なお是正されない場合
 - 契約者が相当期間経過後も契約者の責めに帰すべき事由により本業務を遂行できない場合
 - 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は審査基準を満たさなくなった当社が判断した場合
 - 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
 - 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
 - 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって　契約者の所在が不明となった場合
 - 契約者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合
 - 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合
 - 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
 - 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
 - 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
 - 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - 契約者による当社への過度な要求があった場合
 - 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合
- 契約者は、前項各号のいずれかに該当する場合、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。
- 本条第3条による解除権の行使は、契約者に対する損害賠償の請求を妨げるものではなく、また、当社は契約者に対して本条第2項に従って算出した本業務の対価を請求できるものとします。

第14条(本契約終了後の取扱い)

本契約の終了事由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、当該終了時に本約款に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了

するまでは、本約款が適用されるものとします。

第15条(秘密保持)

- 当社及び契約者は、本契約に関連して、相手方が開示の際に秘密の旨を表示して開示した情報(以下「秘密情報」といいます)を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本業務の遂行の提供の目的以外に使用してはならないものとします。
- 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。
 - 開示された時点で既に公知であった情報又は既に当社又は契約者が適法に保有していた情報
 - 開示後、当社又は契約者の責によらず、公知となった情報
 - 当社又は契約者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から入手した情報
 - 当社又は契約者が独自に開発した情報
- 前項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令上・規則(金融商品取引所のでめる規程・規則を含む)上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要請された場合、当社又は契約者は、強制された範囲で秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当社又は契約者は、開示前又はやむを得ない場合は開示後遅滞なく相手方に対しその旨を通知しなければならないものとします。

第16条(個人情報の取扱い)

- 当社は、本契約に関連して取得した個人情報を個人情報保護法(個人情報保護法ガイドラインその他関連する法令等を含みます。本条において以下同じ)及び当社のホームページ上において定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
- 契約者は、本契約に関連して取得した個人情報を個人情報保護法に従って適切に取り扱うものとします。

第17条(損害賠償)

- 本約款で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本業務の遂行に起因し又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られ、かつ、本業務の対価に相当する金額を限度とします。但し、当社に故意又は重大過失がある場合はこの限りではありません。
- 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用されます。
- 契約者又は契約者の役職員その他契約者の関係者が本約款に違反する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

第18条(反社会的勢力の排除)

- 当社及び契約者は、相手方に対し、次の各号のいずれにも該当しないこと、また各号のいずれにも関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - 暴力団
 - 暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む)
 - 暴力団準構成員
 - 暴力団関係企業
 - 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - その他前各号に準ずる者(以下、前各号に該当する者を含み、総称して「反社会的勢力」といいます)
- 当社及び契約者は、前項各号のいずれかに該当することとなった場合、又は同各号のいずれかと関係が生じた場合は、直ちに相手方に通知する。
- 当社及び契約者は、自ら又は第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - 暴力的要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求
 - 取引に関して、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為
 - 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 当社及び契約者は、前項の該当性を判断するために必要と判断した場合は相手方に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、相手方はこれに速やかに応じるものとします。
- 当社及び契約者は、相手方より第2項の通知を受けた場合又は相手方が前項に違反した場合には、相手方に対し、何らの通知及び催告なしに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、当社及び契約者は、相手方に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第19条(再委託)

当社は、当社の責任において、本業務の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。

第20条(権利義務の承継等)

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第21条(契約者に対する通知・届出)

- 当社から契約者に対する通知は、申込書により当社に届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信、契約者の住所への書面の送付等、当社が適当と判断した方法によるものとします。なお、当社が電子メールの送信により通知を行う場合、当該通知は、当社が電子メールを発信した時点に行われたものとします。
- 申込書の記載事項に変更が生じる場合は、事前に(やむを得ない場合は事後遅滞なく)、当社に対し、当社所定の方法に従い、届け出るものとします。
- 当社からの契約者に対する通知について、前項の届出義務の懈怠により延着又は不到達となり、これによって、契約者が不利益を被った場合であっても、当社は一切その責任を負いません。

- 契約者は、本契約の対象となる事業を第三者に承継させる場合(合併、会社分割、事業譲渡を含むが、これらに限られない)、当社に対し、当社所定の方法に従い、その旨を届け出るものとします。当社は、当該届出の内容を確認の上、契約者に対して必要な資料の提出等を要請することができ、契約者はこれに対応するものとします。但し、当該届出をもって、第20条に定める義務(権利義務の承継等)を免れないものとします。

第22条(存続条項)

原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第7条(成果物の知的財産権等)、第13条第2項並びに第5項(本契約の解約等)、第14条(本契約終了後の取扱い)、第15条(秘密保持)、第16条(個人情報の取扱い)、第17条(損害賠償)、第20条(権利義務の承継等)、本条及び第23条(準拠法及び裁判管轄)は有効に存続します。但し、第15条(秘密保持)については、3年間に限り存続します。

第23条(準拠法及び裁判管轄)

- 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠する。
- 契約者及び当社は、本契約に起因し又はこれに関連する一切の争訟について、訴訟に依じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

制定日 2020年10月19日